破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１４４号
栃木県宇都宮市上戸祭町42番地30
債務者　東海産業有限会社
代表者取締役　姜　　孟
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　真道
4　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５５号
川崎市麻生区黒川680
債務者　有限会社フリップフラップ
代表者取締役　荒井　利男
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月15日午前10時15分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
川崎市川崎区大島２丁目６番12号
債務者　株式会社仲谷家具店
代表者清算人　仲谷　孝昌
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　篤志
4　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月15日午前10時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
神奈川県愛甲郡愛川町三増56番地
債務者　株式会社新宿建材店
代表者代表取締役　原　　四郎
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　破産債権の届出期間　平成25年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２０６号
神奈川県足柄上郡大井町金子1680番地２
債務者　株式会社ニイヤ商事
代表者代表取締役　岡田　謙蔵
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　和慶
4　破産債権の届出期間　平成25年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午前11時
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２１６号
神奈川県伊勢原市東成瀬38番地の１スナン東成瀬Ｂ102号
債務者　バーダル神奈川有限会社
代表者代表取締役　髙山　守人
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　朋英
4　破産債権の届出期間　平成25年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午後２時
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４６号
石川県かほく市松浜ホ69番地
債務者　カマタニット株式会社
代表者代表取締役　釜田　豊機
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　智口　成市
4　破産債権の届出期間　平成25年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後１時30分
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３１号
神奈川県秦野市横野711番地の５
債務者　有限会社クリーンアウトフレッシュ
代表者取締役　小濵　弓子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　大輔
4　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午後２時
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８１号
静岡県浜松市西区坪井町4533番地
債務者　株式会社アールニッセイ
代表者代表取締役　福井　　貢
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　慶典
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午後２時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
香川県高松市花ノ宮町１丁目12番15号
債務者　有限会社ダイワ・エフ・シ
代表者取締役　井手口忠昭
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３３号
最後の住所鳥取県西伯郡西伯町大字上中谷1421番地
債務者　亡遠藤卓一相続財産
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川井　克一
4　破産債権の届出期間　平成25年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第８１４号
札幌市豊平区平岸３条７丁目１番27号
債務者　有限会社高田設計事務所
代表者取締役　高田　英雄
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後３時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０１号
大阪市淀川区西中島４丁目４番16号　ＮＬＣ新大阪６号館801
債務者　有限会社エームスタッフ
代表者取締役　池永　正純
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　和徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８４７号
大阪府東大阪市菱屋西６丁目１番43号
債務者　有限会社ユーディーコーポレーション
代表者代表取締役　宇土　義浩
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８５１号
大阪市福島区野田１丁目１番86号　大阪市中央卸売市場内
債務者　株式会社ジッショー
代表者代表取締役　吉田　　昇
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩野　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部